



山形県公報

平成29年12月15日(金)
第2903号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課) ...1209
- 県道の供用の開始.....(同) ...1210
- 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁建設総務課) ... 同
- 県道の供用の開始.....(同) ... 同
- 県道の供用の廃止.....(同) ... 同
- 自動車専用道路の指定.....(道路保全課) ...1211
- 県道の供用の開始.....(置賜総合支庁建設総務課) ... 同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(会計局) ... 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数.....1212

### 公 告

- 平成30年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者の募集.....(教育委員会) ... 同

## 告 示

### 山形県告示第828号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成29年12月15日から平成30年1月4日まで縦覧に供する。

平成29年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 天童大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長           |
|------------------------------------|------|---------------------|---------------|
| 天童市大字蔵増字押切2313番3から<br>同 長沼3027番1まで | 旧    | 39.0メートル<br>} 8.5   | メートル<br>1,892 |
| 同 上                                |      | 160.0メートル<br>} 15.0 | メートル<br>2,042 |
| 天童市大字蔵増字押切2313番3から<br>同 長沼3026番1まで | 新    | 39.0メートル<br>} 8.5   | メートル<br>1,910 |
| 同 上                                |      | 60.0メートル<br>} 15.0  | メートル<br>2,060 |

**山形県告示第829号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成29年12月15日から平成30年1月4日まで縦覧に供する。

平成29年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 天童大江線
- 2 供用開始の区間 天童市大字蔵増字押切2313番3から  
同 長沼3026番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年12月26日

**山形県告示第830号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成29年12月15日から平成30年1月4日まで縦覧に供する。

平成29年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢猪苗代線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|---------------------------------------|------|--------------------|--------|
| 米沢市大字李山字境ノ沢二山1094番1から<br>同 10901番31まで | 旧    | 55.0メートル<br>} 27.5 | 40メートル |
| 同 上                                   | 新    | 55.0メートル<br>} 35.0 | 同 上    |

**山形県告示第831号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成29年12月15日から平成30年1月4日まで縦覧に供する。

平成29年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢猪苗代線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字李山字境ノ沢二山1094番1から  
同 10901番31まで
- 3 供用開始の期日 平成29年12月15日

**山形県告示第832号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり廃止する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成29年12月15日から平成30年1月4日まで縦覧に供する。

平成29年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢高畠線
- 2 供用廃止の区間 米沢市大字川井字元立4888番103から  
同 1007番1まで  
米沢市大字川井字元立1133番2から  
同 1024番3まで

- 米沢市大字川井字元立1006番1から  
同 1394番1まで  
米沢市大字川井字元立1006番1から  
同 1413番2まで
- 3 供用廃止の期日 平成29年12月16日

**山形県告示第833号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車のみ的一般交通の用に供する道路を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、県土整備部道路保全課において、平成29年12月15日から平成30年1月4日まで縦覧に供する。

平成29年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢高畠線
- 2 指定する道路 米沢市大字川井字元立4888番103から  
同 1007番1まで  
米沢市大字川井字元立1133番2から  
同 1024番3まで  
米沢市大字川井字元立1006番1から  
同 1394番1まで  
米沢市大字川井字元立1006番1から  
同 1413番2まで
- 3 指定する期日 平成29年12月16日

**山形県告示第834号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成29年12月15日から平成30年1月4日まで縦覧に供する。

平成29年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢高畠線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字川井字元立4888番103から  
同 1007番1まで  
米沢市大字川井字元立1133番2から  
同 1024番3まで  
米沢市大字川井字元立1006番1から  
同 1394番1まで  
米沢市大字川井字元立1006番1から  
同 1413番2まで
- 3 供用開始の期日 平成29年12月16日

**山形県告示第835号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中 「 芳賀土地区画整理事業地内34街区 」 を 「 芳賀タウン北四丁目1番1号 」 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年12月15日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,821人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 217,628人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名         | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|--------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市          | 69,578人 | 村山市           | 7,125人  | 西村山郡 | 11,547人 |
| 米沢市          | 23,075人 | 長井市           | 7,724人  | 最上郡  | 11,661人 |
| 鶴岡市          | 36,504人 | 天童市           | 17,285人 | 東置賜郡 | 11,147人 |
| 酒田市・<br>酒田海郡 | 34,051人 | 東根市           | 13,159人 | 西置賜郡 | 8,365人  |
| 新庄市          | 10,231人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 6,910人  | 東田川郡 | 8,292人  |
| 寒河江市         | 11,569人 | 南陽市           | 9,014人  |      |         |
| 上山市          | 9,022人  | 東村山郡          | 7,420人  |      |         |

公 告

平成30年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり追加募集する。

平成29年12月15日

山形県教育委員会  
教育長 廣瀬 渉

山形県立高等学校専攻科

| 学 校 名        | 設置学科 | 募集定員 |
|--------------|------|------|
| 山形県立米沢工業高等学校 | 生産情報 | 8名   |

（注） 入学志願に係る詳細については、別記「平成30年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項（第2次募集）」に定めるところによる。

## 別記

## 平成30年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項（第2次募集）

## 1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は平成30年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

## 2 募集区域

県下一円

## 3 出願期間

平成30年1月4日（木）から同月12日（金）正午まで

## 4 提出書類

## (1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

## (2) 履歴書・身上書

学校所定のもの

## (3) 写 真

最近3箇月以内に撮影したもの

## (4) 調査書

進学用の所定の様式のもの

## (5) 健康診断書

学校所定のもので、平成29年4月1日以降に受診したもの

## 5 選 抜

提出書類によるほか、次のとおり小論文及び面接（プレゼンテーションを含む。）により行う。

## (1) 期 日 平成30年1月20日（土）

## (2) 場 所 県立米沢工業高等学校

## (3) 選考方法

イ 小論文 （50分）

ロ 面接 （15分程度）

## 6 合格発表

平成30年1月24日（水）午後3時予定

## 7 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、学校に問い合わせること。

平成29年12月15日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成29年12月15日発行 発行人 山 形 県